

Ⅲ 健全化判断比率 資金不足比率



沼 津 市 監 査 第 51 号
令 和 7 年 9 月 1 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 間 野 吉 幸
同 久 松 但
同 植 松 恭 一

令和 6 年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

第 1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
- 2 資金不足比率

第 2 審査の期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 8 月 26 日まで

第 3 審査の方法

審査は、沼津市監査委員監査基準に準拠し、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和 6 年度の数値の状況は次のとおりである。

(注)

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、資金不足額がない場合における比率は、「－」で表示した。
- 2 各数値は、速報値であり、総務省の確定値とは異なる場合がある。

1 健全化判断比率

(単位：％)

	5 年度	6 年度	早期健全化基準 (6 年度)	財政再生基準 (6 年度)
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.39	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	16.39	30.00
実 質 公 債 費 比 率	4.6	4.2	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	12.1	17.9	350.0	

2 資金不足比率

(単位：％)

	5 年度	6 年度	経営健全化基準
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0
水 道 事 業 会 計	—	—	
下 水 道 事 業 会 計	—	—	

(注) 1 実質赤字比率

普通会計の赤字が標準財政規模に占める割合を示す指標として用いられる。
本年度の実質収支は黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

2 連結実質赤字比率

実質赤字比率を地方公共団体全ての会計（特別会計及び企業会計を含む。）で算出した場合における割合を示す指標として用いられる。
本年度の連結実質収支は黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

3 実質公債費比率

公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額が、標準財政規模に占める割合を示す指標として用いられる。
本年度の実質公債費比率は4.2％であり、前年度と比べ0.4ポイント低下しており、早期健全化基準を下回っている。

4 将来負担比率

普通会計、特別会計、第三セクター等を含めた負担額の合計が標準財政規模に占める割合を示す指標として用いられる。
本年度の将来負担比率は17.9％であり、前年度と比べ5.8ポイント上昇しているものの、早期健全化基準を下回っている。

5 資金不足比率

公営企業会計等において、資金不足の額が営業収益に対しどの程度の割合を占めているかを示す指標として用いられる。
本年度は、各会計とも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。